

復興フォローアップ委員会設置要綱

(設置)

第1条 阪神・淡路大震災復興フォローアップの円滑かつ効果的な推進を図るため、「復興フォローアップ委員会」(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 震災復興の現状と課題等の分析に関すること
- (2) 高齢者自立支援及びまちのにぎわいづくりに向けた提言の策定に関すること
- (3) その他復興施策の推進にあたって必要な事項に関すること

(組織)

第3条 委員会にフォローアップ委員会(以下「本委員会」という。)、専門委員会及び顧問を置く。

2 本委員会及び専門委員会は別表1から別表3に掲げる委員で組織する。

3 顧問は、別表4に掲げる委員をもって充てる。

(本委員会)

第4条 本委員会に、座長及び副座長を置く。

2 座長は、委員の互選によって定める。

3 座長は、委員のうちから副座長を指名する。

4 座長は、委員会を総括し、委員会を代表する。

5 座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、副座長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 本委員会の会議は、座長が招集する。ただし、第1回本委員会の招集については、兵庫県防災監が招集する。

2 座長が必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

(専門委員会)

第6条 専門委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長、副委員長は、専門委員会に属する委員のうちから、座長が指名する。

3 委員長の職務及び専門委員会の会議については、第4条第4項から第5項及び第5条の規定を準用する。

(謝金)

第7条 委員(大学教育職以外の県・市町の職員を除く。)が会議その他の委員会の職務に従事したとき及び座長等が出席を求めた外部の専門家等が会議に出席したとき、並びに委員会の目的に付随してヒアリング等を実施した者には、別に定めるところにより謝金を支給する。

(旅費)

第8条 委員が会議その他の委員会の職務を行うために、会議に出席し、又は旅行したとき、及び座長等が出席を求めた外部の専門家等が会議に出席したときは、旅費を支給する。

2 前項の旅費の額は、職員等の旅費に関する条例(昭和35年兵庫県条例第44号)の規定により行政職8級の職務にある者に対して支給する額に相当する額とする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、兵庫県企画県民部防災企画局復興支援課において処理する。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成20年5月1日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、平成21年3月31日限り、その効力を失う。

別表1 フォローアップ委員会（本委員会）

氏名	所属・職
磯辺 康子	神戸新聞社編集委員
市川 禮子	社会福祉法人きらくえん理事長
梶本日出夫	神戸市副市長
加藤 恵正	兵庫県立大学教授
角野 幸博	関西学院大学教授
河野 昌弘	西宮市副市長
小林 郁雄	阪神大震災復興市民まちづくり支援ネットワーク代表
立木 茂雄	同志社大学教授
地主 敏樹	神戸大学大学院教授
野崎 隆一	神戸まちづくり研究所理事
牧 紀男	京都大学防災研究所准教授
松原 一郎	関西大学教授
室崎 益輝	関西学院大学教授
善積 康子	三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)主任研究員

別表2 高齢者自立支援専門委員会

氏名	所属・職
市川 禮子	社会福祉法人きらくえん理事長
河合由紀子	わ・輪・Wa 尼崎代表
神崎 初美	兵庫県立大学地域ケア開発研究所准教授
佐藤 寿一	社会福祉法人宝塚市社会福祉協議会事務局長
立木 茂雄	同志社大学教授
土岐 保正	兵庫県医師会常任理事
松原 一郎	関西大学教授
室崎 千重	県立福祉のまちづくり工学研究所特別研究員
山添 令子	コープこうべ執行役員兼生活文化・福祉部統括部長

別表3 まちのにぎわいづくり専門委員会

氏名	所属・職
東 朋治	(株)神戸ながたティ・エム・オー総括マネージャー
大西 研	西宮商工会議所理事・事務局長
加藤 恵正	兵庫県立大学教授
角野 幸博	関西学院大学教授
小林 郁雄	阪神大震災復興市民まちづくり支援ネットワーク代表
濱田 恵三	ジア・デザイン神戸所長
樋口 信子	樋口都市設計代表
古川 潤	郷土振興調査会理事・事務局長
森崎 清登	近畿タクシー(株)代表取締役社長

別表4 顧問

氏名	所属・職
新野幸次郎	神戸都市問題研究所理事長
野尻 武敏	ひょうご震災記念21世紀研究機構顧問